



宮 崎 県 公 報

平成21年6月4日(木曜日)第2088号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則	1	○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(2件) (社・協・財・団) 7
告 示		○飼料の検査結果の概要の公表 (畜産課) 8
○民有林の保安林の指定予定(6件) (自然環境課) 5		○土地改良区の役員の就退任の届出(10件) (農村整備課) 9
○道路の区域の変更(4件) (道路保全課) 6		○土地改良区の役員の退任の届出 (〃) 16
○道路の供用の開始(4件) (〃) 7		○土地改良区の定款変更の認可(9件) (〃) 16
公 告		○県営土地改良事業計画の策定 (〃) 17
		○落札者等の公告 (〃) 17
		正 誤
		○平成21年3月31日付け県公報(号外第24号)中 (〃) 17

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。
平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第27号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成21年政令第24号。以下「政令」という。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (2) 登録住宅型式性能認定等機関 品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。
- (3) 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (4) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「品確法規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。
- (5) 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。
- (6) 型式住宅部分等製造者認証書 品確法規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。
- (7) 登録試験機関 品確法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。
- (8) 特別評価方法認定 品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。
- (9) 住宅性能評価 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。

(認定申請書に添付する図書)

第3条 省令第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録住宅性能評価機関の技術的審査(法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請(法第8条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。以下「計画の認定申請」という。))があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が、法第6条第1項各号の規定による基準に適合するかを審査することをいう。)を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (2) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写

し

(3) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し

(4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第 209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該試験等の結果の証明書）

2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにおいて、計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る計画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにおいて、計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(完了の報告)

第4条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（別記様式第1号）により知事に報告しなければならない。

(取りやめの申出)

第5条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（別記様式第2号）により認定通知書を添えて知事に申し出るものとする。

(書類の経由)

第6条 法、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、当該住宅の所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 4 条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住所

氏名

印

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名 〕

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士等
(級) 建築士 () 登録第 号
氏名 印
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称所在地

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 報告者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 報告書の大きさは A 4 サイズとすること。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申出者 住所
氏名 印
〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 取りやめた理由

(本欄には記入しないで下さい。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- 1 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 申出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 申出書の大きさは A 4 サイズとすること。

告 示

宮崎県告示第 438号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字釜土8655-1、8655-3、8655-5、8655-7

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字釜土8655-3・8655-5 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、8655-1、8655-7

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 439号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字鶴野1075-1、椎葉村大字下福良字横野2184-41から2184-44まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字鶴野1075-1・字横野2184-42・2184-44 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 440号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、

次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字野老ケ八重 652-16、652-17、652-41、字内野八重1647-15、1647-50、1647-85、1647-112

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字野老ケ八重 652-16・652-17・652-41・字内野八重 1647-50・1647-112 (以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 441号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字石塚ノ鼻1183-1、1244-15、1244-22、1245-3、諸塚村大字家代字内ノ口5753-1、5753-14、5803-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字石塚ノ鼻1183-1・1244-15・1244-22・1245-3・字内ノ口5753-1・5753-14・5803-3 (以上7筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 442号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字寺所 338-14、 354-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字寺所 338-14・ 354-3 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 443号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 延岡市島浦町 468-1

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

468-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 444号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年6月4日から平成21年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影	西臼杵郡日	旧	13.7 ~	4.8

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		宇目線	之影町大字 七折字平清 水8257番1 地先から同 郡同町同大 字同字8243 番1地先ま で	新	15.7 15.5 ~ 18.5	4.8

宮崎県告示第 445号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年6月4日から平成21年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋字菖蒲池 3291番地先 から同郡同 町同大字同 字3292番地 先まで	旧	12.8 ~ 14.0	29.4
				新	16.4 ~ 17.5	29.4

宮崎県告示第 446号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年6月4日から平成21年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字岩 金乙1228番 23地先から 同市同町山 陰字松ノ下 乙1270番1 地先まで	旧	27.0 ~ 40.2	171.8
				新	30.4 ~ 65.2	171.8

宮崎県告示第 447号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年6月4日から平成21年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
430	県道	郷之原 日南線	日南市北郷 町大藤字古 屋敷乙 276 番 1 地先か ら同市同町 大藤字権現 下乙1911番 2 地先まで	旧	7.5 ～ 36.9	273.8
				新	10.8 ～ 43.8	

宮崎県告示第 448号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年6月4日から平成21年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平清 水8257番 1 地先から同 郡同町同大 字同字8243 番 1 地先ま で	平成21年6月4日

宮崎県告示第 449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年6月4日から平成21年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字北高	平成21年6月4日

鍋字菖蒲池
3291番地先
から同郡同
町同大字同
字3292番地
先まで

宮崎県告示第 450号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年6月4日から平成21年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字岩 金乙1228番 23地先から 同市同町山 陰字松ノ下 乙1270番 1 地先まで	平成21年6月10日

宮崎県告示第 451号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年6月4日から平成21年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
430	県道	郷之原 日南線	日南市北郷 町大藤字古 屋敷乙 276 番 1 地先か ら同市同町 大藤字権現 下乙1911番 2 地先まで	平成21年6月4日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

宮崎県知事 東国原 英 夫

請があった。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年4月24日	特定非営利活動法人まんさくの会	阿部 知之	宮崎県宮崎市佐土原町上田島 11198 番地 1	この法人は、介護を必要とする高齢者及びその家族が、安心して心豊かな生活を送れるよう、良心的な質の高い介護を提供するとともに、地域社会の様々な人々が、それぞれの持てる能力を發揮し、介護を必要とする高齢者と家族を支援することで、それらの人々もまた心豊かになれるような相互援助の考えに基づいた事業を行い、高齢者福祉、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年5月7日	特定非営利活動法人みんなのくらしターミナル	初鹿野 聡	宮崎県宮崎郡清武町	この法人は、公と私の間領域において、企業および政府・地方公共団体等と協働する「新たな公」としての役割を担い、地域住民が自ら行うきめ細かい「地域づくり」活動を支援するとともに、人・組織・分野・地域などを横断的につなぐ広域ネットワークの輪を広げることにより、これからの地方主権時代に即した支え合いつむぎ合う地域社会を再構築することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年6月4日

(1) 平成21年4月に検査を行ったもの

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 安全性に関する検査
該当なし
- 2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要										違反の内容
				水分 (%)	粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	T D N (%)	ME (kcal/kg)	その他の分析項目	
雲海酒造株式会社 東諸県郡綾町	同左	雲海乳牛 1 号	平成21年4月	32.5	10.6	2.3	10.6	4.5	0.52	0.31				
		雲海乳牛 2 号スペシャ	平成21年4月	31.9	11.3	2.7	9.6	5.4	0.88	0.33				

		ル												
		雲海和牛繁殖用	平成21年4月	32.2	8.5	2.6	13.1	5.2	0.58	0.22				
		雲海F1前期用	平成21年4月	31.4	8.6	2.4	11.3	4.1	0.48	0.25				
		みっちゃん400	平成21年4月	11.2	13.3	3.6	13.4	5.2	0.42	0.39				
株式会社 科学飼料研究所 日向工場 日向市大字日知屋	同左	HP子豚はつらつ	平成21年4月	8.2	21.7	6.6	1.3	7.3	1.20	0.85				
		HP子豚すこやか	平成21年4月	8.5	21.0	6.8	0.8	6.9	1.20	0.84				
		すっぱミルク2	平成21年4月	8.5	21.6	6.8	1.1	7.3	1.15	0.76				
		すっぱミルク3	平成21年4月	8.6	21.6	5.2	1.4	6.8	1.13	0.75				

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 試験結果の概要の欄の略号は、次のとおりである。TDN：可消化養分総量、ME：代謝エネルギー

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	長 友 正	宮崎市花ヶ島町赤江町1301番地
副理事長	小田原 久典	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理 事	長 嶺 一 司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理 事	山 内 英 夫	宮崎市南花ヶ島町 176番地
理 事	喜 多 守	宮崎市花ヶ島町南赤江町2091番地1
理 事	田 中 幸 男	宮崎市東大宮1丁目12番26号
理 事	末 政 輝 弘	宮崎市花ヶ島町立野1987番地 末政アパート 101号
理 事	西 森 洋 光	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地
理 事	椎 恒 徳	宮崎市下北方町源野5626番地1

理 事	大 野 重 光	宮崎市下北方町下郷5984番地
理 事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東3丁目8番15号
理 事	押 川 巧	宮崎市大橋3丁目 220番地
理 事	日 高 順 一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理 事	児 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
総括監事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
監 事	明 坂 隆 生	宮崎市神宮西1丁目71番地1

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	長 友 正	宮崎市花ヶ島町赤江町1301番地
副理事長	小田原 久典	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理 事	山 本 芳 久	宮崎市下北方町貝吹 320番地4
理 事	田 中 幸 男	宮崎市東大宮1丁目12番26号
理 事	末 政 輝 弘	宮崎市花ヶ島町立野1987番地 末

		政アパート 101号
理 事	西 森 洋 光	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地
理 事	喜 多 守	宮崎市花ヶ島町南赤江町2091番地 1
理 事	椎 恒 徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1
理 事	大 野 重 光	宮崎市下北方町下郷5984番地
理 事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東 3 丁目 8 番15号
理 事	久保田 章 生	宮崎市南方町垣下 498番地
理 事	児 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
理 事	山 内 英 夫	宮崎市南花ヶ島町 176番地
理 事	工 藤 敏 夫	宮崎市和知川原 3 丁目 2 番地
総括監事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
監 事	丸 山 伸 行	宮崎市神宮西 1 丁目28番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	久 島 時 夫	宮崎市大字熊野2577番地
副理事長	米 良 昇	宮崎市大字郡司分乙 893番地 1
理 事	野 崎 義 則	宮崎市大字本郷北方3252番地
理 事	岩 切 秀 夫	宮崎市大字熊野1399番地
理 事	井 崎 政 俊	宮崎市大字田吉1236番地 1
理 事	申 間 肇	宮崎市大字本郷北方3644番地 1
理 事	鈴 木 安 典	宮崎市大字加江田4490番地 3
理 事	長 友 和 彦	宮崎市大字加江田3818番地
理 事	金 丸 輝 雄	宮崎市大字熊野1376番地 8
理 事	川 越 義 繼	宮崎市大字本郷南方2668番地

理 事	河 野 泰 平	宮崎市大字熊野9937番地
理 事	正 手 博	宮崎市大字郡司分甲1981番地
理 事	谷 口 弘 身	宮崎市大字熊野9938番地
理 事	湯 地 貞 幹	宮崎市大字郡司分甲 321番地 2
総括監事	佐 藤 律	宮崎市大字熊野 10392番地
監 事	後 藤 純 夫	宮崎市大字本郷南方3016番地イ号

(任期：平成23年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	久 島 時 夫	宮崎市大字熊野2577番地
理 事	米 良 昇	宮崎市大字郡司分乙 893番地 1
理 事	野 崎 義 則	宮崎市大字本郷北方3252番地
理 事	岩 切 秀 夫	宮崎市大字熊野1399番地
理 事	湯 浅 幸 雄	宮崎市大字赤江 493番地
理 事	湯 地 由 幸	宮崎市大字本郷南方 348番地
理 事	福 原 藤 正	宮崎市大字加江田3346番地
理 事	金 丸 輝 雄	宮崎市大字熊野1376番地 8
理 事	川 越 義 繼	宮崎市大字本郷南方2668番地
理 事	川 添 秋 義	宮崎市大字熊野7065番地
理 事	佐 藤 律	宮崎市大字熊野 10392番地
理 事	正 手 博	宮崎市大字郡司分甲1981番地
理 事	湯 地 貞 幹	宮崎市大字郡司分甲 321番地 2
監 事	荒 川 常 夫	宮崎市大字加江田3623番地イ
監 事	太 田 和 廣	宮崎市大字本郷北方3734番地 1
監 事	川 添 一 博	宮崎市大字熊野 10358番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、長者井堰土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	吉丸昌宏	小林市大字真方5460番地
理事	森岡 與津男	小林市大字真方5384番地
理事	山田 福雄	小林市大字真方5478番地1
理事	吉ノ菌 武夫	小林市大字真方5837番地
理事	海蔵 幸一郎	小林市大字真方5587番地1
理事	時任 昌武	小林市大字真方4895番地3
理事	斎藤 實愛	小林市大字真方 783番地
理事	吉留 勇夫	小林市大字真方2926番地4
監事	白ヶ澤 次助	小林市大字真方5481番地1
監事	原 勝次	小林市大字真方5601番地

(任期：平成24年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	吉丸昌宏	小林市大字真方5460番地
理事	森岡 與津男	小林市大字真方5384番地
理事	水流 浩二	小林市大字真方5471番地4
理事	坂元 照男	小林市大字真方5595番地イ
理事	内窪 善吉	小林市大字真方5849番地
理事	崎山 博	小林市大字細野 562番地1
理事	斎藤 實愛	小林市大字真方 783番地
理事	水流 和男	小林市大字真方4673番地4
監事	白ヶ澤 次助	小林市大字真方5481番地1
監事	松方 国広	小林市大字真方4861番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により
 傘田原土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次の

とおり届出があった。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	山之口 政人	えびの市大字大河平4574番地
理事	豊永 孝	えびの市大字大河平3990番地の5
理事	指宿 浩利	小林市大字北西方2294番地
理事	松田 健一	小林市大字北西方7209番地18
理事	小磯 勝治	小林市大字北西方6975番地
理事	榎田 義美	小林市大字北西方2981番地13
理事	入佐 三良	えびの市大字大河平4301番地2
理事	唐仁原 タツ	小林市大字北西方7220番地
理事	小磯 武男	小林市大字北西方7000番地2
理事	早田 敏	小林市大字北西方6920番地13
理事	池田 一徳	小林市大字北西方7194番地3
理事	金気 郁夫	小林市大字北西方1756番地
理事	迫 和弘	小林市大字北西方1658番地
理事	遠矢 康雄	小林市大字北西方2452番地
理事	朝稲 菊夫	えびの市大字大河平4264番地10
理事	山之口 芳則	小林市大字北西方3137番地の3
監事	水流 一也	小林市大字北西方7005番地
監事	南 蘭 祐治	小林市大字北西方1592番地
監事	松田 浅義	えびの市大字大河平4327番地13

(任期：平成24年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	小磯 逸雄	小林市大字北西方6997番地3
理事	江藤 勝海	えびの市大字大河平4281番地

理 事	朝 倉 ヨシミ	小林市大字北西方7308番地 2
理 事	松 田 健 一	小林市大字北西方7209番地18
理 事	豊 永 孝	えびの市大字大河平3990番地の 5
理 事	黒 木 久 幹	えびの市大字大河平4289番地16
理 事	山 田 順 市	小林市大字北西方1865番地 1
理 事	下無敷 節 夫	小林市大字北西方1834番地 1
理 事	平 岡 正 男	小林市大字北西方6920番地 8
理 事	小 磯 勝 治	小林市大字北西方6975番地
理 事	黒 木 重 則	小林市大字北西方7107番地17
理 事	須 賀 純 明	小林市大字北西方2450番地91
理 事	蓑 毛 静 男	えびの市大字大河平4210番地ハ
理 事	蓑 毛 重 則	えびの市大字大河平4242番地
理 事	遠 矢 康 雄	小林市大字北西方2452番地
監 事	小 磯 信 夫	小林市大字北西方6947番地
監 事	松 園 セ ヅ	えびの市大字原田1403番地 452
監 事	指 宿 浩 利	小林市大字北西方2294番地

理 事	横 山 延 市	延岡市二ツ島町9642番地
理 事	甲 斐 繁	延岡市祝子町4084番地
理 事	高 田 博 文	延岡市夏田町6436番地
理 事	山 口 睦 男	延岡市差木野町6277番地
理 事	牧 野 佳 文	延岡市鹿小路4711番地 1
理 事	谷 川 忠 志	延岡市小川町4789番地 2
理 事	甲 斐 茂 男	延岡市岡元町 212番地
理 事	甲 斐 貢	延岡市長浜町 3 丁目4978番地
理 事	津 田 善 成	延岡市浜砂 2 丁目 9 番25号
理 事	松 林 呢	延岡市塩浜町 1 丁目1590番地 1
理 事	銀 島 孝 一	延岡市小野町5888番地
理 事	佐々木 武 士	延岡市下三輪町1018番地 1
理 事	菊 池 忠 義	延岡市大貫町 6 丁目1941番地
理 事	柳 田 金 實	延岡市天下町 608番地
理 事	岩 切 卓 郎	延岡市下伊形町6055番地 2
理 事	尾 崎 三津志	延岡市伊形町4747番地
総括監事	安 藤 宏	延岡市細見町3359番地 3
監 事	松 田 洋 一	延岡市祝子町3190番地
監 事	柳 田 昌 士	延岡市松山町1161番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	染 矢 敏 則	延岡市出北 3 丁目21番 1 号
副理事長	甲 斐 英 孝	延岡市小峰町6210番地
副理事長	原 田 博 史	延岡市稲葉崎町 3 丁目 755番地 2
理 事	矢 野 勝 一	延岡市稲葉崎町 6 丁目 457番地 2
理 事	宮 田 富 雄	延岡市粟野名町 356番地
理 事	貫 信 弘	延岡市無鹿町 2 丁目3401番地

(任期：平成24年 4 月 5 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	染 矢 敏 則	延岡市出北 3 丁目21番 1 号
副理事長	甲 斐 静	延岡市尾崎町 295番地
副理事長	柳 田 秀 夫	延岡市松山町1146番地
理 事	原 田 博 史	延岡市稲葉崎町 3 丁目 755番地 2
理 事	工 藤 重 信	延岡市稲葉崎町 5 丁目 597番地 2
理 事	川 原 芳 信	延岡市大門町1072番地

理 事	甲 斐 光 明	延岡市牧町4550番地	理 事	川 越 九州男	宮崎市大字大瀬町3041番地 2																														
理 事	横 山 延 市	延岡市二ツ島町9642番地	理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2																														
理 事	松 田 憲三郎	延岡市祝子町3192番地	理 事	有 留 千 文	野尻町大字紙屋 534番地 1																														
理 事	山 口 睦 男	延岡市差木野町6277番地	理 事	中 神 義 久	野尻町大字紙屋3991番地 8																														
理 事	谷 川 忠 志	延岡市小川町4789番地 2	理 事	廣 島 清 治	野尻町大字紙屋3800番地 7																														
理 事	甲 斐 茂 男	延岡市岡元町 212番地	理 事	荒 川 堅 次	綾町大字南俣4960番地																														
理 事	甲 斐 貢	延岡市長浜町 3 丁目4978番地	理 事	小 田 道 夫	綾町大字南俣5353番地66																														
理 事	津 田 善 成	延岡市浜砂 2 丁目 9 番25号	理 事	畠 中 征 郎	綾町大字入野1287番地イ号 2																														
理 事	松 林 呢	延岡市塩浜町 1 丁目1590番地 1	理 事	加 藤 忠 芳	宮崎市高岡町浦之名4309番地																														
理 事	銀 島 孝 一	延岡市小野町5888番地	理 事	津 村 重 光	宮崎市船塚 3 丁目82番地 1																														
理 事	佐々木 武 士	延岡市下三輪町1018番地 1	理 事	長 瀬 道 大	野尻町大字東麓3146番地 1																														
理 事	川 口 重 雄	延岡市野地町 1 丁目4115番地 4	理 事	前 田 穰	綾町大字南俣2387番地 1																														
理 事	矢 野 博	延岡市吉野町1639番地イ	監 事	有 木 政 人	野尻町大字紙屋 741番地																														
理 事	岩 切 卓 郎	延岡市下伊形町6055番地 2	監 事	鈴 木 隆	宮崎市大字熊野7024番地 2																														
理 事	尾 崎 三津志	延岡市伊形町4747番地	監 事	初 田 孝 一	綾町大字入野1945番地 2																														
総括監事	甲 斐 英 孝	延岡市小峰町6210番地	(任期：平成25年 3 月31日まで)																																
監 事	安 藤 宏	延岡市細見町3359番地 3	2 退任した役員																																
監 事	甲 斐 繁	延岡市祝子町4084番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役 名</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td>提 石 和 春</td> <td>宮崎市高岡町浦之名4910番地 100</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>迫 分 博 巳</td> <td>宮崎市高岡町上倉永2698番地</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>東 守</td> <td>宮崎市高岡町高浜 332番地 5</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>後 藤 隆 一</td> <td>宮崎市大字新名爪 373番地</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>川 越 九州男</td> <td>宮崎市大字大瀬町3041番地 2</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>外 山 政 明</td> <td>宮崎市大字富吉2598番地</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>有 留 千 文</td> <td>野尻町大字紙屋 534番地 1</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>中 神 義 久</td> <td>野尻町大字紙屋3991番地 8</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>廣 島 清 治</td> <td>野尻町大字紙屋3800番地 7</td> </tr> </tbody> </table>			役 名	氏 名	住 所	理 事	提 石 和 春	宮崎市高岡町浦之名4910番地 100	理 事	迫 分 博 巳	宮崎市高岡町上倉永2698番地	理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5	理 事	後 藤 隆 一	宮崎市大字新名爪 373番地	理 事	川 越 九州男	宮崎市大字大瀬町3041番地 2	理 事	外 山 政 明	宮崎市大字富吉2598番地	理 事	有 留 千 文	野尻町大字紙屋 534番地 1	理 事	中 神 義 久	野尻町大字紙屋3991番地 8	理 事	廣 島 清 治	野尻町大字紙屋3800番地 7
役 名	氏 名	住 所																																	
理 事	提 石 和 春	宮崎市高岡町浦之名4910番地 100																																	
理 事	迫 分 博 巳	宮崎市高岡町上倉永2698番地																																	
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5																																	
理 事	後 藤 隆 一	宮崎市大字新名爪 373番地																																	
理 事	川 越 九州男	宮崎市大字大瀬町3041番地 2																																	
理 事	外 山 政 明	宮崎市大字富吉2598番地																																	
理 事	有 留 千 文	野尻町大字紙屋 534番地 1																																	
理 事	中 神 義 久	野尻町大字紙屋3991番地 8																																	
理 事	廣 島 清 治	野尻町大字紙屋3800番地 7																																	
<p>土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。</p> <p>平成21年 6 月 4 日</p> <p>宮崎県知事 東国原 英 夫</p>			<p>1 就任した役員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役 名</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td>茶 木 隆</td> <td>宮崎市高岡町五町 804番地 2</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>萩 原 吉 彦</td> <td>宮崎市高岡町下倉永 711番地</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>東 守</td> <td>宮崎市高岡町高浜 332番地 5</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>岡 武 義</td> <td>宮崎市大字芳士3701番地 227</td> </tr> </tbody> </table>			役 名	氏 名	住 所	理 事	茶 木 隆	宮崎市高岡町五町 804番地 2	理 事	萩 原 吉 彦	宮崎市高岡町下倉永 711番地	理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5	理 事	岡 武 義	宮崎市大字芳士3701番地 227															
役 名	氏 名	住 所																																	
理 事	茶 木 隆	宮崎市高岡町五町 804番地 2																																	
理 事	萩 原 吉 彦	宮崎市高岡町下倉永 711番地																																	
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5																																	
理 事	岡 武 義	宮崎市大字芳士3701番地 227																																	

理 事	荒 川 堅 次	綾町大字南俣4960番地
理 事	小 田 道 夫	綾町大字南俣5353番地66
理 事	畠 中 征 郎	綾町大字入野1287番地イ号2
理 事	加 藤 忠 芳	宮崎市高岡町浦之名4309番地
理 事	津 村 重 光	宮崎市船塚3丁目82番地1
理 事	長 瀬 道 大	野尻町大字東麓3146番地1
理 事	前 田 穰	綾町大字南俣2387番地1
監 事	佐 山 満 男	宮崎市大字糸原2329番地4
監 事	川 野 昭 夫	野尻町大字三ヶ野山3544番地
監 事	初 田 孝 一	綾町大字入野1945番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南郷町土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 孝	日南市南郷町津屋野 529
理 事	上 村 知 己	日南市南郷町谷之口3134 - 1
理 事	河 野 昇	日南市南郷町中村甲2327
理 事	作 本 宣 道	日南市南郷町中村乙7051 - 255
理 事	中 川 保 夫	日南市南郷町脇本4234 - 3
理 事	河 野 政 信	日南市南郷町脇本1846
理 事	大 平 宏	日南市南郷町湯上1057 - 7
理 事	吉 倉 幸 博	日南市南郷町湯上 10135 - 2
監 事	日 高 照 之	日南市南郷町中村甲1379
監 事	沼 村 國 勝	日南市南郷町中村乙6441
監 事	柿 本 久 雄	日南市南郷町湯上 10294 - 1

(任期：平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 孝	日南市南郷町津屋野 529
理 事	上 村 知 己	日南市南郷町谷之口3134 - 1
理 事	窪 田 平 八	日南市南郷町中村甲1744
理 事	作 本 宣 道	日南市南郷町中村乙7051 - 255
理 事	中 川 保 夫	日南市南郷町脇本4234 - 3
理 事	大 平 宏	日南市南郷町湯上1057 - 7
理 事	谷 端 清	日南市南郷町湯上 10484
監 事	日 高 照 之	日南市南郷町中村甲1379
監 事	沼 村 國 勝	日南市南郷町中村乙6441
監 事	柿 本 久 雄	日南市南郷町湯上 10294 - 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、岩戸原土地改良区（木城町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	重 永 斗 志 夫	木城町大字高城2828番地
副 理 事 長	池 田 将 直	木城町大字高城4415番地1
会 計 担 当 理 事	永 友 吉 敬	木城町大字高城 558番地1
庶 務 担 当 理 事	木 村 靖 彦	木城町大字高城1268番地2
用 排 水 担 当 理 事	上 田 実	木城町大字高城2775番地
理 事	黒 木 安 則	木城町大字高城1183番地1
理 事	久 保 田 博 文	木城町大字高城4616番地
理 事	渡 邊 光 國	木城町大字高城3825番地
代 表 監 事	堀 口 眞 彦	木城町大字高城2784番地2
監 事	後 藤 和 美	木城町大字椎木5113番地4

(任期：平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	重 永 斗 志 夫	木城町大字高城2828番地
副理事長	池 田 将 直	木城町大字高城4415番地 1
会計担当 理 事	永 友 吉 敬	木城町大字高城 558番地 1
庶務担当 理 事	木 村 靖 彦	木城町大字高城1268番地 2
用 排 水 担 当 理 事	上 田 実	木城町大字高城2775番地
理 事	平 木 昭 博	木城町大字高城2830番地 2
理 事	中 井 良 和	木城町大字高城3837番地
理 事	黒 木 安 則	木城町大字高城1183番地 1
代表監事	堀 口 眞 彦	木城町大字高城2784番地 2
監 事	後 藤 和 美	木城町大字椎木5113番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、川南原土地改良区（川南町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	杉 尾 文 敏	川南町大字川南 629番地
副理事長	野 邨 安 文	川南町大字川南3307番地 7
理 事	松 浦 長	川南町大字川南 19443番地 2
理 事	長 友 安 雄	川南町大字川南 11401番地
理 事	河 野 康 哉	川南町大字川南 11800番地
理 事	富 高 保 弘	川南町大字川南 23564番地 1
理 事	中 村 哲 夫	川南町大字平田4958番地13
理 事	永 友 克 幸	川南町大字川南 27193番地
理 事	堀 口 眞 彦	木城町大字高城2784番地 2
理 事	森 信 幸	川南町大字平田5593番地 2

理 事	黒 木 敬 徳	川南町大字川南 16998番地
総括監事	水 口 省 三	川南町大字川南3204番地10
監 事	川 田 昌 克	川南町大字川南 12557番地 7
監 事	吉 玉 建 一	川南町大字川南 24932番地

(任期：平成25年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	杉 尾 文 敏	川南町大字川南 629番地
副理事長	野 邨 安 文	川南町大字川南3307番地 7
理 事	松 浦 長	川南町大字川南 19443番地 2
理 事	長 友 安 雄	川南町大字川南 11401番地
理 事	河 野 康 哉	川南町大字川南 11800番地
理 事	富 高 保 弘	川南町大字川南 23564番地 1
理 事	中 村 哲 夫	川南町大字平田4958番地13
理 事	永 友 克 幸	川南町大字川南 27193番地
理 事	堀 口 眞 彦	木城町大字高城2784番地 2
理 事	吉 玉 建 一	川南町大字川南 24932番地
理 事	森 信 幸	川南町大字平田5593番地 2
総括監事	山 下 重 徳	川南町大字平田 16707番地 4
監 事	水 口 省 三	川南町大字川南3204番地10
監 事	川 田 昌 克	川南町大字川南 12557番地 7

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都南土地改良区（都農町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 友 延 彦	都農町大字川北3282番地
理 事	黒 木 孝 幸	都農町大字川北2145番地

理 事	黒 木 政 昭	都農町大字川北1877番地
理 事	黒 木 直 実	都農町大字川北1694番地
理 事	河 野 通 廣	都農町大字川北1381番地
理 事	植 田 常 一	都農町大字川北1989番地 2
理 事	赤 木 幸	都農町大字川北3723番地 2
理 事	河 野 文 昭	都農町大字川北 409番地 2
理 事	黒 木 麻 芳	都農町大字川北2134番地 1
監 事	黒 木 博 幸	都農町大字川北2190番地 2
監 事	坂 田 博 実	都農町大字川北 981番地 3
監 事	黒 木 幸 榮	都農町大字川北1299番地

(任期：平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 木 孝 幸	都農町大字川北2145番地
副 理 事 長	植 田 常 一	都農町大字川北1989番地 2
理 事	黒 木 寛 美	川南町大字川南 21143番地 2
理 事	黒 木 清 次	都農町大字川北2167番地 1
理 事	黒 木 直 実	都農町大字川北1694番地
理 事	河 野 通 廣	都農町大字川北1381番地
理 事	赤 木 清 公	都農町大字川北3722番地
理 事	河 野 文 昭	都農町大字川北 409番地 2
理 事	黒 木 麻 芳	都農町大字川北2134番地 1
総 括 監 事	黒 木 博 幸	都農町大字川北2190番地 2
監 事	吉 田 武 芳	都農町大字川北1112番地 3
監 事	黒 木 幸 榮	都農町大字川北1299番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の内退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 崎 教 美	都城市高木町4347番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、速日峰土地改良区（延岡市）から平成21年4月7日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）から平成21年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、鈴町土地改良区（宮崎市）から平成21年4月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）から平成21年4月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、牟田原土地改良区（小林市）から平成21年4月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）から平成21年4月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、三原尾野土地改良区（高千穂町）から平成21年4月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）から平成21年4月22日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、下野土地改良区（高千穂町）から平成21年 4 月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、小林北部第 1 地区県営土地改良事業（小林市、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 6 月 4 日から平成21年 7 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所農村整備課内

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
宮崎県サーバ管理業務委託 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化システム担当 宮崎市
橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
宮銀コンピュータサービス株式会社 宮崎市高千穂通 1 丁目 5
番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
453,043,500円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当

正 誤

平成21年3月31日付け県公報（号外第24号）中

ページ	行	誤	正
3	15	第 122条の第 1 項各号	第 122条第 1 項各号

--	--